



ホームページアドレス：<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/>

- 1 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて
- 2 豚熱について
- 3 海外悪性伝染病（アフリカ豚熱及び口蹄疫）について
- 4 監視伝染病発生状況
- 5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実施状況
- 6 定期報告書について
- 7 防疫演習について

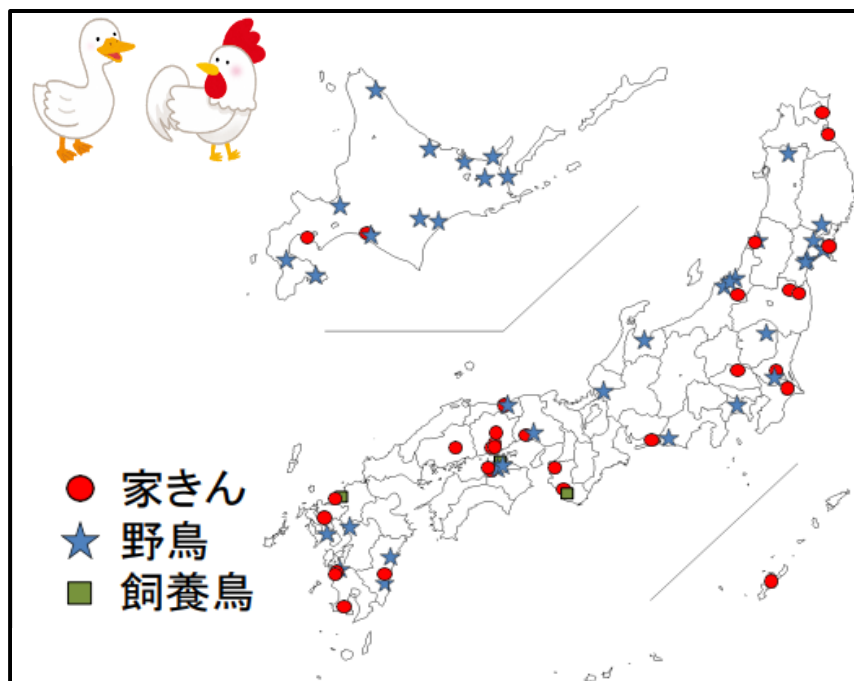
- 8 令和4年度 抗菌性物質残留事例発生状況について
- 9 日射病・熱射病の発生状況
- 10 令和4年度 家畜保健衛生業績発表会報告
- 11 馬パラチフスの病性検定について
- 12 獣医師法第22条の届出について
- 13 令和4年度 十勝家畜保健衛生所 組織体制

1 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて

今シーズン、家きん飼養農場における高病原性鳥インフルエンザの発生は、例年より早い時期から確認されており、全国で48例（うち2例が北海道）が確認されています（令和4年12月27日現在）。

野鳥でも、全国で本病ウイルスが継続して確認され、管内では帯広市、浦幌町で回収された野鳥の死体からウイルスが確認されています。すでに管内にもウイルスが浸潤し、発生リスクは極めて高い状況にあり、この状況は来春の野鳥の渡りの時期まで続くものと考えられます。

【国内の発生状況】



【家さん：21 道県 42 事例】

地域	疑似患者判定日	用途	羽数(約)	亜型	地域	疑似患者判定日	用途	羽数(約)	亜型
1 岡山県倉敷市	10/28	採卵鶏	17万羽	H5N1	22 鳥取県鳥取市	12/1	採卵鶏	11万羽	H5N1
2 北海道厚真町	10/28	肉用鶏	17万羽	H5N1	23 鹿児島県出水市	12/2	採卵鶏	12万羽	H5N1
3 香川県観音寺市	11/1	採卵鶏	4万羽	H5N1	24 鹿児島県出水市	12/4	採卵鶏	3.4万羽	H5N1
4 茨城県かすみがうら市	11/4	採卵鶏	104万羽	H5N1	25 愛知県豊橋市	12/5	採卵鶏	31万羽	H5N1
5 岡山県倉敷市	11/4	採卵鶏	51万羽	H5N1	26 佐賀県武雄市	12/6	採卵鶏	3万羽	H5N1
6 北海道伊達市	11/7	肉用鶏	15万羽	H5N1	27 鹿児島県出水市	12/7	採卵鶏	6万羽	H5N1
7 岡山県倉敷市	11/11	採卵鶏	3.4万羽	H5N1	28 福島県飯館村	12/7	採卵鶏	10万羽	H5N1
8 和歌山県白浜町	11/11	あひる等	約60羽	H5N1	29 山形県鶴岡市	12/8	採卵鶏	2.7万羽	H5N1
9 兵庫県たつの市	11/13	採卵鶏	4.4万羽	H5N1	30 鹿児島県出水市	12/8	採卵鶏	6.3万羽	H5N1
10 鹿児島県出水市	11/18	採卵鶏	12万羽	H5N1	31 愛知県豊橋市	12/8	あひる(あいがも)	1,000羽	H5N1
11 新潟県阿賀町	11/18	肉用鶏	15万羽	H5N1	32 鹿児島県出水市	12/9	あひる(あいがも)	22万羽	H5N1
12 宮崎県新富町	11/20	採卵鶏	16万羽	H5N1	33 香川県三豊市	12/11	採卵鶏	8万羽	H5N1
13 青森県横浜町	11/20	肉用鶏	12.2万羽	H5N1	34 鹿児島県出水市	12/11	採卵鶏	2.2万羽	H5N1
14 香川県観音寺市	11/22	肉用鶏	2.4万羽	H5N1	35 青森県三沢市	12/15	採卵鶏	137万羽	H5
15 香川県観音寺市	11/23	採卵鶏	1.4万羽	H5N1	36 広島県世羅町	12/16	採卵鶏	12万羽	H5
16 宮城県気仙沼市	11/23	肉用鶏	2.1万羽	H5N1	37 沖縄県金武町	12/16	採卵鶏	4.5万羽	H5
17 鹿児島県出水市	11/24	採卵鶏	7万羽	H5N1	38 埼玉県深谷市	12/17	採卵鶏	19.4万羽	H5
18 千葉県香取市	11/26	あひる(あいがも)	20羽	H5N1	39 鹿児島県南九州市	12/18	採卵鶏	3.5万羽	H5
19 鹿児島県出水市	11/27	採卵鶏	4.7万羽	H5N1	40 福岡県糸島市	12/19	採卵鶏	5.4万羽	H5
20 福島県伊達市	11/29	肉用鶏	1.7万羽	H5N1	41 鹿児島県阿久根市	12/19	採卵鶏	7万羽	H5
21 和歌山県和歌山市	11/30	採卵鶏	4.6万羽	H5N1	42 広島県世羅町	12/19	採卵鶏	18.7万羽	H5

【緊急消毒命令】

国内で本病が多発している状況を踏まえ、農場・鶏舎への本病ウイルスの侵入防止を徹底するため、令和4年11月16日に「緊急消毒命令」が北海道知事より発出されました。関係各位、家さん飼養者においては、広く野外にウイルスが存在していることを意識して、農場や鶏舎へ出入りする際の車、長靴、手指の消毒を徹底するようお願いいたします。

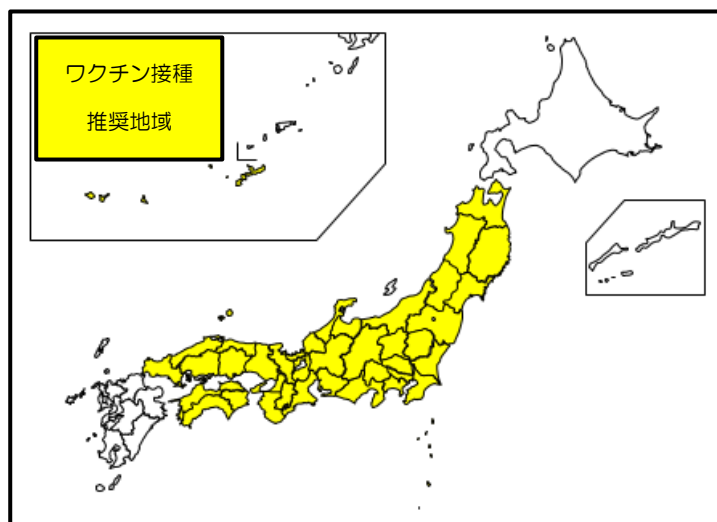
あわせて、飼養衛生管理の徹底、ネズミ等野生動物の侵入防止等、今まで以上に徹底した対策を実施し、ウイルスの侵入を防いでください。

2 豚熱について

平成30年9月、岐阜県の養豚場において国内では26年ぶりに豚熱が発生し、これまでに18都県（岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、栃木県、奈良県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都）85例の患畜が確認されています（最終発生：令和4年11月19日）。

また、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務となっています。特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種が39都府県で実施されていますが、ワクチン接種農場でも患畜が確認されています。

道内では本病の侵入は確認されていませんが、本病の侵入・まん延防止のため、飼養衛生管理基準の遵守と、異常豚がみられた場合の速やかな通報をお願いいたします。



【侵入防止及び飼養豚への感染防止のため、飼養衛生管理基準の遵守の継続を！】

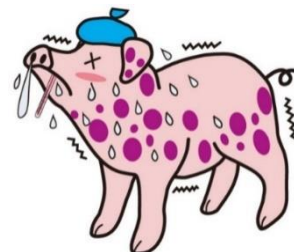
- 豚舎専用の衣服・長靴の着用
- 入退場時の人・車両消毒の徹底
- 飼養豚の看視の強化と早期発見・通報
- 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底
- 生肉を含む可能性のある食品循環資源を給与する場合は適切に加熱
(攪拌しながら 90℃で 60 分以上又は 95℃で 19 分以上又は 100℃で 6分以上)

【豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定症状について】

豚の所有者や獣医師が異常豚を確認した場合に、直ちに家畜保健衛生所に通報が必要な症状（特定症状：豚熱及びアフリカ豚熱を疑うべき症状）が定められています。次の症状がみられた場合、直ちに家畜保健衛生所に通報をお願いします。家畜保健衛生所による立入検査を実施しますので、通報から検査陰性が確認されるまで、豚の移動等の自粛をお願いします。

特定症状

- ・耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
- ・同一畜房内（又は畜舎）において、次の①～⑦のいずれかの症状を示す豚が、概ね1週間程度の期間に増加している
 - ① 発熱（40℃以上）、元気消失、食欲減退
 - ② 便秘、下痢
 - ③ 結膜炎（目やに）
 - ④ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - ⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - ⑥ 流死産等の異常産の発生
 - ⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ・同一畜房内（又は畜舎）において、複数の豚が突然死亡することが、概ね1週間程度の期間に増加している
- ・血液検査で、複数の豚に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認される



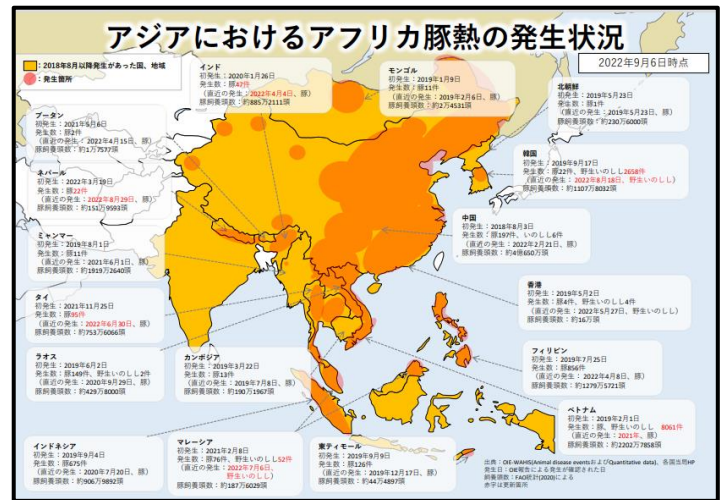
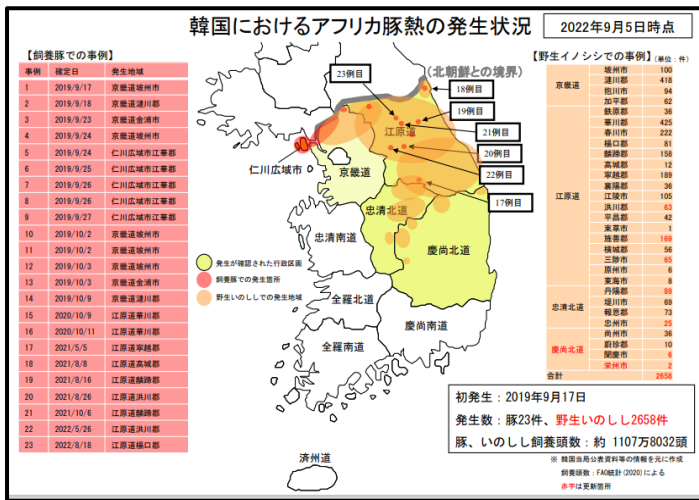
特徴的な症状がなく、気がつきにくい疾病です！

異状を発見したら直ちに通報願います！

3 海外悪性伝染病（アフリカ豚熱及び口蹄疫）について

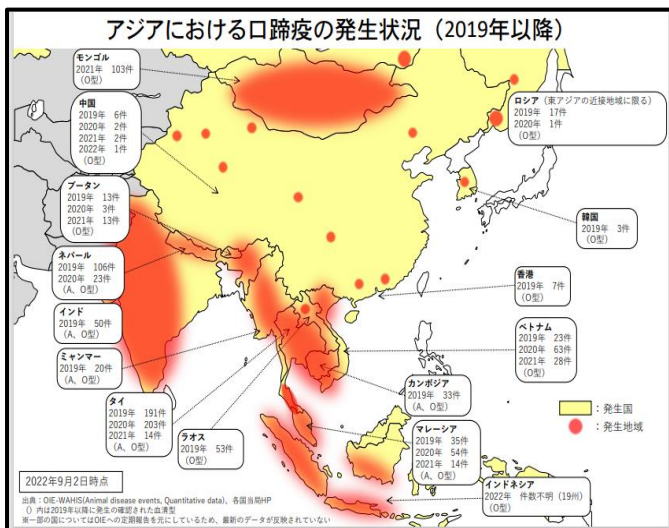
【アフリカ豚熱について】

これまでに国内におけるアフリカ豚熱の発生はありませんが、アジアでは平成 30 年より発生が続いており、隣国である韓国においても飼養豚における継続発生と野生イノシシでの感染拡大が確認されています。海外から国内へ不法に食肉加工製品等を持ち込んだ場合の罰則を強化するなど、水際における国内へのウイルス侵入防止に努めていますが、農場における発生を未然に防ぐためにも、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、我が国におけるアフリカ豚熱の発生防止・まん延防止に御協力ください。



【口蹄疫について】

国内における口蹄疫の発生は、平成 22 年以降ありませんが、近隣のアジア諸国では依然として発生が続いています。引き続き、関係者以外の立入制限や農場を出入りする車両等の確実な消毒の実施など、飼養衛生管理基準の遵守を徹底いただくとともに、家畜に本病を疑う症状を発見した場合には、直ちに家保への連絡をお願いします。



疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱(水ぶくれ)**ができるのが特徴です。
 <A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果>

～牛の症状～

写真: 宮崎県提供

上顎口唇潰瘍

水疱が破れている

～豚の症状～

写真: 動物衛生研究部門提供

接種3日目

接種4日目

多数の水疱病変を確認

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つ次第、直ちに**獣医師**や**最寄りの家畜保健衛生所に連絡**しましょう。

牛では、**1頭のみに着目せず、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に拡がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要**です。

4 監視伝染病発生状況（令和4年1月～11月）

【法定伝染病】

病名	畜種	北海道（※）		十勝管内		
		戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	発生市町村
ヨーネ病	牛	210	811	76	321	音更町、士幌町、上士幌町、 新得町、清水町、中札内村、 大樹町、広尾町、幕別町、 豊頃町、足寄町、浦幌町
	めん羊	1	4			
	山羊	4	13			
高病原性 鳥インフルエンザ	鶏	2	3			
	だちょう (エミュ ー含む)	2	2			
高病原性 鳥インフルエンザ (疑似患畜)	鶏	4	682,310			
	だちょう (エミュ ー含む)	2	585			
腐蛆病	蜜蜂	1	1			

【届出伝染病】

病名	畜種	北海道（※）		十勝管内		
		戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	発生市町村
牛ウイルス性下痢	牛	27	53	15	27	音更町、士幌町、 上士幌町、鹿追町、 新得町、清水町、 芽室町、広尾町、幕別町
牛ウイルス性 下痢（疑症）	牛	1	1	1	1	新得町
牛伝染性鼻気管炎	牛	1	4	1	4	鹿追町
牛伝染性リンパ腫	牛	215	588	46 (2)	174 (123)	帯広市、音更町、 士幌町、上士幌町、

						鹿追町、新得町、清水町、 芽室町、広尾町、 池田町、豊頃町、本別町、 足寄町、陸別町、 浦幌町
牛丘疹性口内炎	牛	1	1			
破傷風	牛	4	4			
破傷風（疑症）	牛	2	3	1	1	清水町
気腫疽	牛	1	2			
サルモネラ症	牛	112	290	26	79	帯広市、音更町、士幌町、 新得町、清水町、芽室町、 大樹町、広尾町、幕別町、 豊頃町、本別町、足寄町、 浦幌町
ネオスポラ症	牛			1	1	陸別町
馬鼻肺炎	馬	14	22			
馬パラチフス	馬	3	15	3	15	帯広市、豊頃町、足寄町
豚丹毒	豚	2	31			
豚流行性下痢	豚	1	9			
豚繁殖・呼吸障害 症候群	豚	1	7			
山羊関節炎・脳炎	豚	2	3			
鶏伝染性気管支炎	鶏	1	4			
ハロア症	蜜蜂	20	498			
チョーク病	蜜蜂	23	173			
ノゼマ症	蜜蜂	1	8			

※北海道内：令和4年10月末現在

（発生戸数・頭数のカッコ内はと畜場での発生戸数・頭数で、内数）

5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実施状況

令和4年12月7日現在の検査実施状況は次表のとおりです。今後、実施予定の2町においては検査実施に御協力をお願いします。

【牛】

事業名	市町村	乳/肉	実施時期	戸数	頭数	結果
ヨーネ病検査	新得町	乳	6月	19戸	2,154頭	1戸2頭陽性
	清水町	乳	5、9月	41戸	5,341頭	全頭陰性
	大樹町	肉	4、5月	14戸	783頭	3戸23頭陽性
	豊頃町	乳	4、7月	26戸	3,646頭	9戸18頭陽性
	足寄町	乳	11月	44戸	3,022頭	全頭陰性
	陸別町	乳	10月	27戸	2,924頭	全頭陰性
	浦幌町	肉	7月	30戸	1,706頭	3戸6頭陽性
	帯広市	乳	10、11月	18戸	1,394頭	全頭陰性
		肉	10、11月	8戸	222頭	全頭陰性
	広尾町	乳	1、2月	26戸	実施予定	
池田町	肉	12、1月	54戸	実施予定		

【鶏】

事業名	市町村	実施時期	戸数	羽数	結果
強化モニタリング	清水町・新得町・帯広市	11月	3戸	30羽	全羽陰性

【蜜蜂】

事業名	市町村	実施時期	戸数	群数	結果
腐蛆病検査	十勝管内全域	8月	23戸	481群	全群陰性

6 定期報告書について

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4において、毎年、定期報告書により、家畜の飼養状況や飼養衛生管理基準の遵守状況等について管轄の都道府県知事へ報告することが定められています。

毎年の定期報告書の提出は、家畜の所有者の義務であり、防疫上も重要な報告です。有事の際の防疫計画は、各農場の定期報告書を基に作成されます。未報告の内容などがあれば、初動対応の遅れにもつながりかねません。

また、各種の補助金助成事業（畜産クラスター、ヨーネ病の自主検査・自主とう汰、牛伝染性リンパ腫及び牛ウイルス性下痢の対策等）においても法令遵守が前提となっております。未提出者には、最終的には罰則もありますが、過料を支払うことによって定期報告書の提出が免除されるものではありません。

農場は家畜の飼養場所であるとともに、食品生産現場の一端を担う場所です。畜産生産現場において各種法令を遵守することは、今後さらに重要な要件となっていくと考えられます。

十勝管内全体の家畜衛生の推進、飼養衛生管理基準・法令遵守および家畜伝染病防疫に対する意識向上のためにも、関係機関の皆様には未提出農場への声かけに御協力をお願いします。



【報告対象及び期日】

報告対象	期日
牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし	毎年 <u>4月15日</u>
家さん (鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥、だちょう)	毎年 <u>6月15日</u>

※愛玩用（ペット）も報告対象です。

※エミュー、ガチョウ、合鴨、フランス鴨など上記家さんに類する鳥類についても報告をお願いします。

7 防疫演習について

令和4年10月17日（月）、音更町総合体育館・武道館サンドームおとふけにおいて、「令和4年度十勝管内高病原性鳥インフルエンザ防疫訓練」が開催されました（（公社）北海道家畜産物衛生指導協会と共催）。①集合施設の設置・運営・関係機関の連絡調整訓練、②防疫衣着脱訓練、③農場テントの設置・運営・関係機関の連絡調整訓練、④仮想発生農場における農場内作業（殺処分）訓練を実施しました。報道機関・見学者を含め、60名の参加があり、農場内作業訓練では、鶏に見立てたペットボトルを使い、ケージからの取り出し、パールでの運搬、殺処分からフレコンバッグへの投入までの一連を実施しました。市町村、農業協同組合等、様々な機関の御協力を賜り、無事に開催できましたことに感謝申し上げます。アンケートなどで洗い出された課題を検討し、今後の防疫訓練、実際の発生時対応に生かしていきたいと思えます。

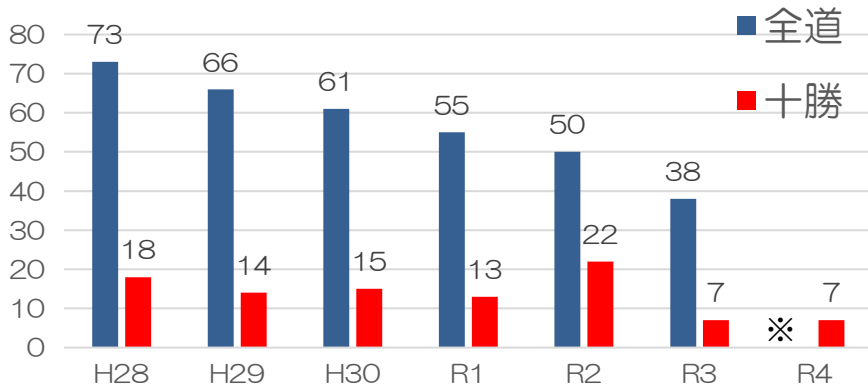
今後の防疫演習につきましても、可能な範囲で実施したいと考えておりますので、防疫演習開催のご希望がありましたら、当所までご連絡ください。



8 令和4年度 抗菌性物質残留事例発生状況について

今年度の管内における残留事例は生乳で7件、畜肉で3件発生しています（12月15日現在）。生乳は昨年度と同じ発生件数、畜肉はここ数年と比較して増加しています。これ以上発生させないために、投薬牛の管理と確認を徹底し、発生を防ぎましょう。

生乳



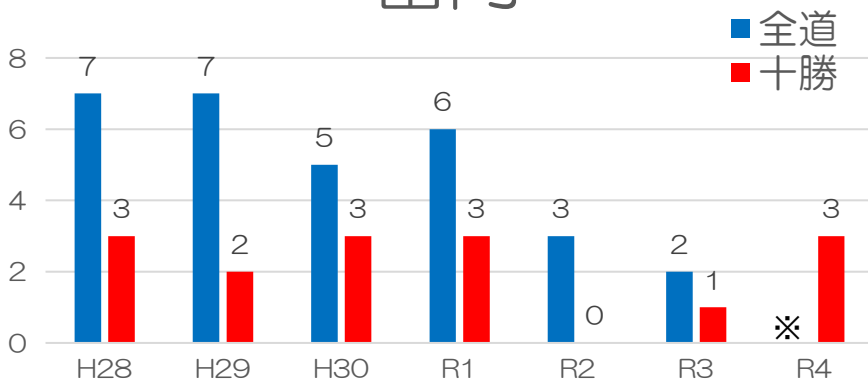
※全道件数は取りまとめ中



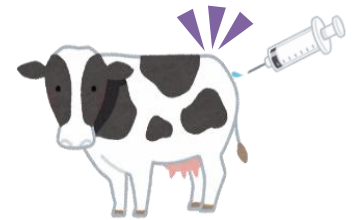
【主な原因】

- ①マーキング見落とし・忘れ・外れ
- ②残余薬の使用
- ③情報伝達ミス

畜肉



※全道件数は取りまとめ中



【主な原因】

- ① 出荷時の投薬歴確認不足
- ② 抗菌性物質以外に出荷制限規制医薬品があることの認識不足
- ③ システムへの投薬歴入力漏れ

9 日射病・熱射病の発生状況

当所では、毎年6月1日から9月30日まで日射病・熱射病の発生状況を調査しています。今年度は7月に乳用牛4農場、めん羊1農場、採卵鶏2農場で発生がありましたが、それ以外の月では発生がありませんでした。

今年度は比較的冷涼な気候でしたが、家畜は暑熱に弱く、高温下で生産性低下や繁殖成績の減退などの影響が生じます。畜舎へのすだれ・遮光ネット・庇の設置などが、日射しを防ぐ有効な対策です。



【令和4年度の日射病・熱射病発症頭羽数（カッコ内は死廃頭羽数）】

	乳用牛	肉用牛	めん羊	豚	鶏
6月					
7月	4戸1頭 (1)		1戸40頭 (40)		2戸1,080羽 (1,080)
8月					
9月					

～今年も調査・報告に御協力いただき、ありがとうございました～

10 令和4年度 家畜保健衛生業績発表会報告

令和4年10月18日（火）に北海道立道民活動センターかでの2・7において、令和4年度家畜保健衛生総合検討会が開催されました。全道14家保から計21題の発表が行われ、当所からは以下の3題の発表を行いました。検体やデータの提供等に御協力いただいた皆様に御礼申し上げるとともに、成績を衛生対策等の参考に御活用ください。

【環境由来検体からの効率的なヨーネ菌遺伝子の抽出法の検討】

十勝家保では牛のヨーネ病発生農場に対する衛生指導の一環として、牛床や飼槽・水槽などの飼養環境のヨーネ菌遺伝子検査（環境検査）を活用しています。しかし環境検査は多検体処理を行うことが難しく、検査コストが高いことから、環境由来検体からヨーネ菌遺伝子を効率的に抽出する方法の検討を行いました。

まず模擬的な環境材料を作成し、ビーズチューブによる細胞破碎と全自動核酸抽出装置で遺伝子抽出を試みたところ、検出される遺伝子量がやや落ちるものの、良好な結果が得られ、実働時間は従来の方法の約1/4に短縮され、1検体あたりのコストは約86%まで抑えることが可能であることが分かりました。

続いて農場で採取した実際の環境材料を用いて上記の方法で遺伝子を抽出し、遺伝子検査を実施したところ、遺伝子量の多い検体は陽性を判定できましたが、一部の検体では反応阻害が起こっている可能性が示唆されました。今後は実用化に向けて抽出方法のさらなる改良を行っていく予定です。



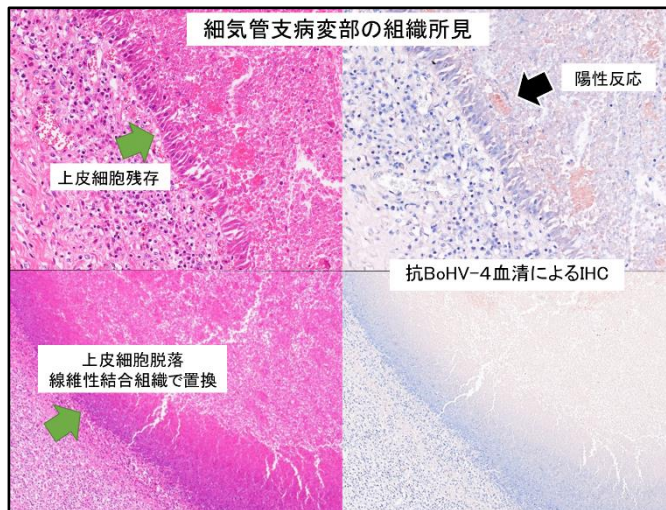
【接合菌による黒毛和種哺育牛の脳炎多発事例】

接合菌は、人や牛の感染症の原因となる真菌（カビ）の一種です。一般的に発生は散発的ですが、管内の一肉用牛飼養農場で、4月から5月の一時期に3例の発生がありました。3頭ともに神経症状を呈した後に死亡し、解剖では脳の融解がみられました。組織検査では、脳の融解部に血栓形成や炎症がみられ、同じ場所に真菌の菌糸が多数みられました。真菌検査では、脳から接合菌が分離され、形態や遺伝子検査結果から接合菌の一種の *Lichtheimia ramosa* と同定されました。頭部をさらに詳しく検査したところ、鼻粘膜、大脳嗅球、両者を繋ぐ嗅神経のいずれも真菌による病変がみられました。このことから、鼻腔から侵入した接合菌が、嗅神経を介して脳へ達したと考えられました。*Lichtheimia ramosa* は麦稈や土

壤に常在する真菌ですが、人の接合菌症の原因として知られており、牛では数例の報告があります。本事例では、敷料が感染源として疑われ、加えて子牛が虚弱であったことが発症の一要因と推察されました。敷料にはきれいな麦稈を使用し、農場内の清掃・消毒の徹底を改めてお願いします。

【牛ヘルペスウイルス 4 型が分離された肺炎事例及び十勝管内のウイルス浸潤状況】

牛ヘルペスウイルス 4 型 (BoHV-4) は様々な症例からの分離報告がありますが、健康な個体からの分離報告もあり、疾病との関連は不明な点が多くあります。今回、管内の農場で肺炎症状を呈し死亡した牛の肺から BoHV-4 が分離されたため、肺炎と BoHV-4 との関連性及び管内の BoHV-4 浸潤状況について調査しました。死亡牛の病性鑑定検査の結果、BoHV-4 が分離され、*Fusobacterium necrophorum*、*Mycoplasma bovis* (Mb) 及び *M. dispar* が検出されました。組織検査では気管支及び細気管支腔内の壊死性



退廃物の充満を主病変とする領域とびまん性肺胞障害を主病変とする領域がみられました。抗 Mb 血清を用いた免疫組織化学的染色 (免染) では、気管支等の退廃物に多数の陽性反応がみられました。抗 BoHV-4 血清を用いた免染では、上皮細胞が残存する気管支腔内の退廃物で多数の陽性反応がみられ、上皮が脱落し結合組織で置換された気管支腔内の退廃物にはみられませんでした。

また、BoHV-4 の浸潤状況調査のため、平成 30 年度～令和 3 年度の肺のパラフィンブロックを用いた PCR 検査及び疫学保存血清を用いた ELISA 検査を実施しました。PCR 検査では、98 検体のうち、4 検体が遺伝子陽性となりました。陽性検体について抗 BoHV-4 血清で免染を実施したところ、化膿性気管支肺炎を呈した 1 検体の肺胞のマクロファージに陽性反応がみられました。ELISA 検査では、166 検体のうち、86 検体が陽性 (陽性率 51.8%) となりました。分離事例の免染結果より、BoHV-4 は Mb に先行して感染し、Mb の病変増悪因子として関与していたことが推察されました。また、免染陽性となった 1 検体では、分離事例とは組織所見が異なっており、今後、症例の蓄積が必要と考えられます。抗体検査では、過去の道内の調査では陽性率が 2.6%であったことから、近年、広く浸潤したことが推察されます。本調査で BoHV-4 が肺炎に関与している可能性が示唆されたことから、肺炎原因の検索時には BoHV-4 について考慮する必要があります。

11 馬パラチフスの病性検定について

馬パラチフスはサルモネラ・アボルタスエクイの感染によって起こる馬の疾病で、流産などを引き起こします。令和 4 年度において、十勝管内では 10 月および 11 月に馬飼養農場で馬パラチフスによる流産の発生がありました。

【馬の流産に係る検査について】

馬の流産が発生した場合は、流産原因検索に係る病性検定費用が全額補助されます（事業主体：十勝農業協同組合連合会・十勝管内家畜自衛防疫推進協議会・十勝馬事振興会）。

繁殖馬が流産した際は、獣医師等にご連絡の上、当所へ搬入願います。

持ち込みの際は以下の点について留意願います。

重要！！

- 胎子等を扱う際は使い捨て手袋を使用
- 流産場所からの移動時は長靴を消毒
- 流産馬、胎子などを扱った衣服や手袋で他の馬を触らない
- 胎子や胎盤はビニールシートなどで二重に梱包し、密封する
- 流産馬の体および流産場所については消毒を実施する



【馬の移動に係る検査について】

昨年度からの本病の発生をうけて、馬市場上場時および帯広競馬場入厩時には、馬パラチフスの検査が義務付けられています。検査材料を搬入・送付される際は1週間以上余裕を持って申請いただきますようお願いいたします。また、材料搬入時は、以下の書類のどちらかを必ず添付してください。

○登録証の写し

○名号・生年月日・性別・品種・毛色・顔及び旋毛の特徴（※）を記した書類

※特徴（頭部の白斑、肢部の白斑、旋毛等）を必ず記載してください！！

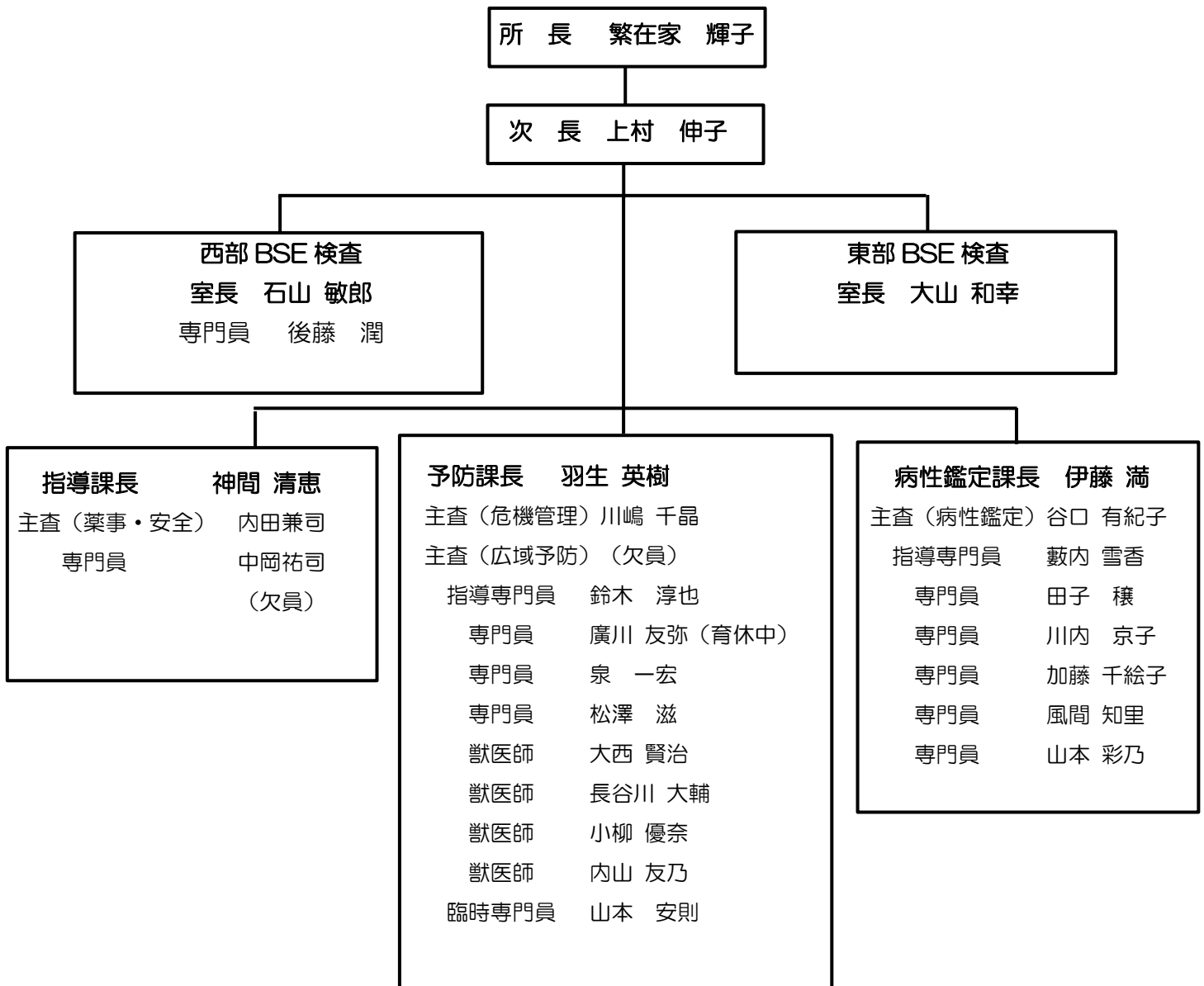
12 獣医師法第22条の届出について

獣医師は獣医師法第22条に基づき、居住地や業務等について2年ごとに農林水産省に届け出ることが義務づけられており、今年（令和4年）12月31日現在の状況について、届出が必要な年となっております。

今回から「メールアドレス」、「臨床経験の有無、年数」の項目が追加されています。届出様式や記載方法は農林水産省HP（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>）をご確認下さい。

紙で提出する場合は、北海道十勝総合振興局産業振興部農務課畜産係（〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地）宛てに令和5年1月31日までに提出をお願いします。

13 令和4年度 十勝家畜保健衛生所体制



連絡先

北海道十勝家畜保健衛生所 〒089-1182 帯広市川西町基線 59 番地 6
TEL : 0155-59-2021 FAX : 0155-59-2571
【夜間・休日】 TEL : 0155-26-9005 (十勝総合振興局)